

県有地売払い

県有財産随時売払募集要項

- 物件1：敦賀市公文名4号八反田4番2（土地）
物件2：大野市陽明町三丁目1304番、1305番（土地）
物件3：大野市陽明町四丁目502番（土地）

計3件

「県有財産随時売払募集要項」をご覧になり、内容を了解の上で、
「県有財産買受申込書」を提出してください。

福井県総務部財産活用課

福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0251（直通）

Fax 0776-20-0628

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zaisankastuyou/index.html>



目 次

県有財産随時売払募集要項	P 1
県有財産売買契約書（案）	P 5
物件の詳細（敦賀-1）	P 11
物件の詳細（大野-1）	P 21
物件の詳細（大野-2）	P 31

様式集（P 43～）

「県有財産買受申込書」「役員名簿」「資格誓約書」「委任状」

県有財産随時売払募集要項

1 随時募集物件

物件番号	所在	地番	地目	面積	予定価格
敦賀-1	敦賀市公文名4号八反田	4番2	雑種地	851.95 m ²	14,400,000 円
大野-1	①大野市陽明町三丁目	1304番	宅地	272.24 m ²	13,380,000 円
	②大野市陽明町三丁目	1305番		790.83 m ²	
			1063.07 m ²		
大野-2	大野市陽明町四丁目	502番	宅地	1141.10 m ²	10,930,000 円

物件の詳細については、「物件の詳細」(P11~)をお読みください。

2 申込者の資格

次に掲げる条件をすべて満たす者

①地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項および地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。

②次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 申込受付

(1) 申込方法 随時売払による買受を希望する方は、以下の書類を財産活用課へ提出してください。(各様式はP43~P48にあります)

①県有財産買受申込書

②資格誓約書

③印鑑登録証明書(3か月以内のもの) ※共有名義の場合は共有者全員分

④個人の場合:住民票(3か月以内のもの) ※共有名義の場合は共有者全員分
マイナンバーの記載がないもの

法人の場合:法人登記簿謄本(3か月以内のもの) および役員名簿

⑤代理の方が申し込みする場合:委任状

⑥買受申込書持参者の本人確認書類

(2) 受付期限 令和8年11月19日(木)午後5時まで

(3) 受付場所 福井県総務部財産活用課
福井市大手3丁目17-1 福井県庁6階
※郵便、電話、ファックス、電子メールによる申込みは受け付けません。

(4) 受付時間 午前8時30分～午後5時まで（土、日、祝休日等の閉庁日を除く）

(5) 留意事項

- ①共有名義で買受を希望する方は、「県有財産買受申込書」および「資格誓約書」に共有名義者全員の氏名、持ち分を連記し提出してください。
- ②代理人が申込書を持参する場合は、「委任状」を提出してください。
- ③買受申込書の名義で契約および所有権移転登記を行いますので、申込書記入の際には、十分ご注意ください。
- ④現地説明会は行いませんので、必ず事前に、ご自身で現地をご確認ください。
「利用計画に見合った造成・開発・建物の建築等が可能か」など、詳細については、必ず、あらかじめ関係機関でご確認ください。その他、諸規制、利用制限の内容等にかかる照会についても、必ず関係機関に事前に行ってください。
- ⑤物件は現状での引渡しになります。
- ⑥現況と物件調書等とが相違する場合には、現況が優先します。
- ⑦現地が県有地である間は、立ち入り可能ですが（事故等について、県は一切責を負いません。）看板、柵、ロープ、鎖等については外したり、傾けたりしないでください。
- ⑧電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、ゴミの撤去、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸などの地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担および調整は、物件内外を問わず、県では行いません。
- ⑨工作物等にかかる隣接地との越境関係について、県は解消のための交渉や手続きは行いません。
- ⑩上下水道、電気および都市ガスなどの供給処理施設の引き込みに要する費用は、買受者の負担となります。

【敦賀-1について】

- ⑪令和6年に解体された建物の基礎杭が地中に一部残存しています。また、建物解体工事中に、複数の地下埋設物（埋設杭、コンクリートガラ）が確認されました。これらについては撤去済みですが、別途の地下埋設物調査は行っていないため、その他に地下埋設物が残存している可能性があります。杭・埋設物に関する資料につきましては、財産活用課のホームページに掲載しておりますので、必ず事前にご確認ください。
- ⑫西側のコンクリート立上がり部分が敦賀市所有の水路に越境しており、当該部分を利用する場合は占有許可申請を要し使用料が発生する可能性があります。

【大野-1について】

- ⑬当該物件は令和4年度に解体した職員住宅の跡地であり、浄化槽の一部および底板が地中に残存しています。

*「物件調書」は物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず現地および利用等にかかる諸規制についての調査確認を行ってください。

4 買受予定者の決定

買受予定者は先着順により決定します。ただし、同一物件について、同一時刻に複数の申込みがあった場合はくじ引きにより受付順位を決定します。

5 契約に付す条件

買受者は、県有財産売買契約締結後、当該契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対しての一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはなりません。

なお、この条件に違反した場合には、県の定める金額（売買代金の1割）を違約金として県に支払わなければなりません。

6 契約の締結等

売払いを決定した場合、通知書を送付しますので、通知を受けた日から7日以内に売買契約を締結していただきます。なお、支払いの方法により、次の手続きとなります。

(1) 売買契約締結と同時に売買代金を納付する方法

- ①通知書とともに、契約書、納入通知書、登記請求書を送付します。
 - ②通知を受けた日から、7日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に納入通知書により福井県が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で売買代金全額を納入してください。
 - ③売買代金を納入した領収書、押印した契約書（1通のみ収入印紙添付）、住民票もしくは法人登記簿謄本（3か月以内のもの）、印鑑証明書（3か月以内のもの）、登記請求書および登録免許税（収入印紙）を添えて、福井県総務部財産活用課（県庁6階）へお持ちください。
- なお、期限までに契約を締結されない場合は申込みが無効となりますので、ご注意ください。

(2) 売買契約締結から30日以内に売買代金を納付する方法

- ①通知書とともに、契約書を送付します。
- ②通知を受けた日から7日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に押印した契約書（1部のみ収入印紙添付）および印鑑証明書（3か月以内のもの）を福井県総務部財産活用課（県庁6階）へお持ちください。
- ③売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上を納付していただきます。
- ④売買契約締結の日から起算して30日以内に納入通知書により福井県が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で契約保証金とは別に売買代金全額を納入してください。（契約締結時に納入通知書と登記請求書をお渡しします。）
- ⑤売買代金を納入した領収書、住民票もしくは法人登記簿謄本（3か月以内のもの）、登記請求書および登録免許税（収入印紙）を添えて、福井県総務部財産活用課へお持ちください。

なお、30日以内に売買代金を支払わない場合には、契約保証金は県に帰属することになりますのでご注意ください。(注) 売買代金の分割納付はできません。

(3) 契約条項については、県有財産売買契約書(案)(P5~P10)のとおりですのでご熟読ください。

7 所有権の移転等

(1) 売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。(現地での引渡しは行いません。)

(2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、県が直接行います。

売買契約書(県保管のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結および履行に必要な一切の費用は、買受者の負担となります。

(注) 物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。

(現況と物件調書等とが相違する場合には、現況が優先します。)

(参 考)

◎印紙税額

契約金額(売買代金)	収入印紙
5百万円~1千万円	5千円
1千万1円~5千万円	1万円
5千万1円~1億円	3万円
1億1円~5億円	6万円

(契約書を平成26年4月1日~令和9年3月31日に作成した場合)

◎登録免許税

不動産の価額×1,000分の15

(令和11年3月31日までに登記する場合)

(注)「不動産の価額」は、一般に固定資産税評価額とされています。

県有財産売買契約書（案Ⅰ）

売出人 福井県（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）は、県有財産の売買について次の条項のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在	地番	地目	実測面積
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	宅地	〇〇〇〇㎡

（売買代金）

第3条 乙が甲に支払う売買代金は、金 円とする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金を本契約締結と同時に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（土地の面積）

第6条 甲と乙は、本物件については実測面積で売買する。

（所有権の移転および登記の嘱託）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

2 乙は、所有権移転までに、登録免許税相当額の領収証書または印紙を添えて所有権移転登記を甲に請求し、甲は、売買物件の所有権が移転した後、遅延なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

（売買物件の引渡し）

第8条 売買物件の引渡しは現況のまま行うものとする。

2 売買物件は、前条第1項の規定により所有権が移転した時、乙に対し完全に引き渡されたものとする。

（危険負担）

第9条 本契約締結の時から前条に定める引渡しの時までの間において、売買物件が天災地変その他甲または乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失または損傷し、補修が不能または補修に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、補修することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を補修して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、補修行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(土地の定着物の所有権)

第10条 土地と一体となった工作物、立竹木等で、土地そのものの構成部分とみられるものは、土地の所有権に含むものとする。

(所有権以外の権利)

第11条 甲は、売買物件に質権、抵当権その他担保の設定などがある場合には、引渡期限までに抹消するものとする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本契約締結後、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、売買物件の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができないものとする。

(特 則)

第13条 乙は、本契約締結の日から10年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業および、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定または所有権の移転をしてはならない。

(違約金)

第14条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金[*契約金額の10/100]円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、および暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるときは、本契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第16条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、甲が現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結および履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(関係規則の適用)

第19条 本契約においては、本契約に定めるもののほか、福井県公有財産等管理規則（昭和39年福井県規則第15号）および福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の適用を受けるものとする。

(紛争等の解決)

第20条 本契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を所管する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 本契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 売出人 福井市大手3丁目17番1号
福井県知事 石田 嵩人

(乙) 買受人

県有財産売買契約書（案2）

売出人 福井県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、県有財産の売買について次の条項のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所 在	地 番	地 目	実測面積
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	宅地	〇〇〇〇㎡

（売買代金）

第3条 乙が甲に支払う売買代金は、金 円とする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金を本契約締結日から起算して30日以内に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

（契約保証金）

第5条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 **【*契約金額の10/100以上】**円を甲に納付しなければならない。

2 第1項の契約保証金は、売買代金納付後還付するものとする。

3 乙が前条に定める義務を履行しないときは、契約保証金は、県に帰属するものとする。

（土地の面積）

第6条 甲と乙は、本物件については、実測面積で売買する。

（所有権の移転および登記の嘱託）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に、乙に移転する。

2 乙は、所有権移転までに、登録免許税相当額の領収証書または印紙を添えて所有権移転登記を甲に請求し、甲は、売買物件の所有権が移転した後、遅延なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

（売買物件の引渡し）

第8条 売買物件の引渡しは現況のまま行うものとする。

2 売買物件は、前条第1項の規定により所有権が移転した時、乙に対し完全に引き渡されたものとする。

（危険負担）

第9条 本契約締結の時から前条に定める引渡しの時までの間において、売買物件が天災地変その他甲または乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失または損傷し、補修が不能または補修に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、補修することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を補修して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、補修行為によって引渡し本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(土地の定着物の所有権)

第10条 土地と一体となった工作物、立竹木等で、土地そのものの構成部分とみられるものは、土地の所有権に含むものとする。

(所有権以外の権利)

第11条 甲は、売買物件に質権、抵当権その他担保の設定などがある場合には、引渡期限までに抹消するものとする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本契約締結後、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、売買物件の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができないものとする。

(特 則)

第13条 乙は、本契約締結の日から10年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業および、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定または所有権の移転をしてはならない。

(違約金)

第14条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金[*契約金額の10/100]円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、および暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるときは、本契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第16条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結および履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(関係規則の適用)

第19条 本契約においては、本契約に定めるもののほか、福井県公有財産等管理規則(昭和39年福井県規則第15号)および福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の適用を受けるものとする。

(紛争等の解決)

第20条 本契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を所管する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 本契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 売出人 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県知事 石田 嵩人

(乙) 買受人

入札物件の詳細

物件番号：敦賀－１

敦賀市公文名４号八反田４番２（土地）

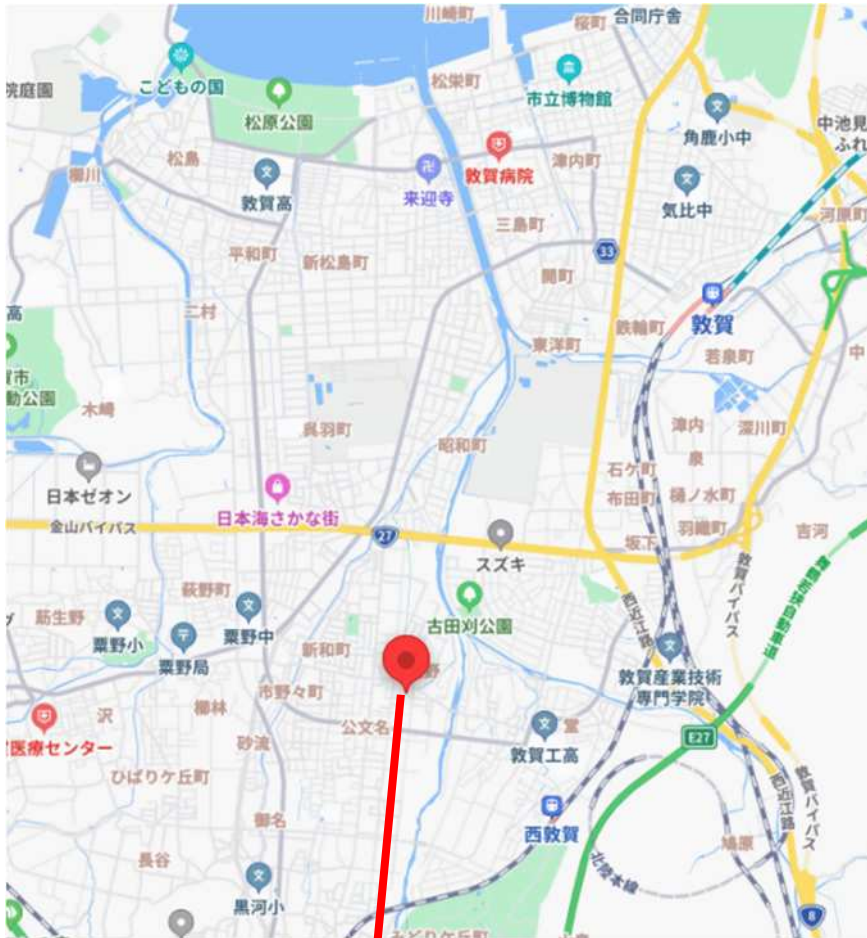
案 内 図

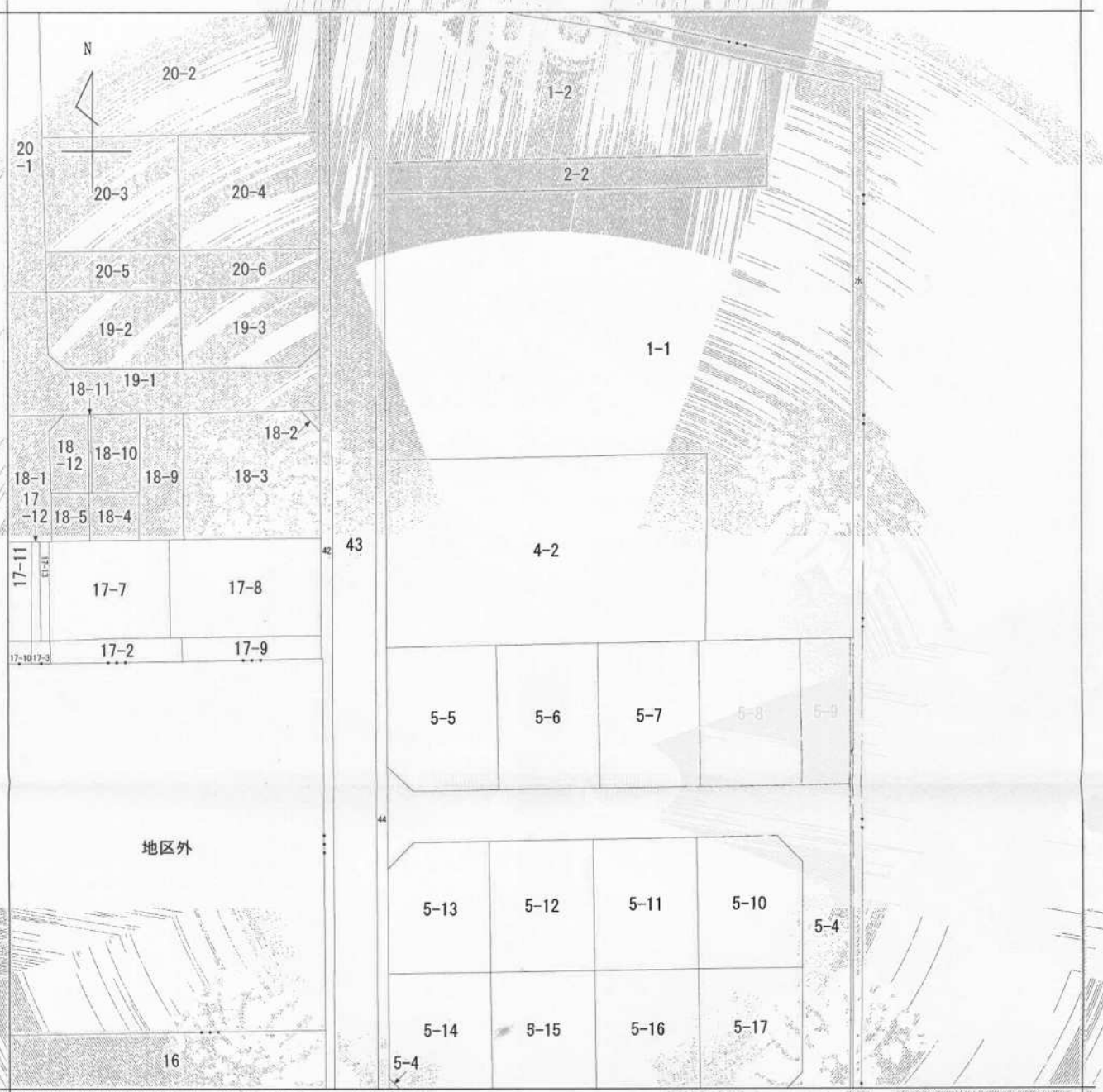
地形図（公図）

用地実測図

物件調書

【案内図】





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
公文名4号

請求部	所在	敦賀市公文名4号八反田		地番	4番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	土地改良所在図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年11月21日
福井地方方法務局敦賀支局
登記官

堀成樹

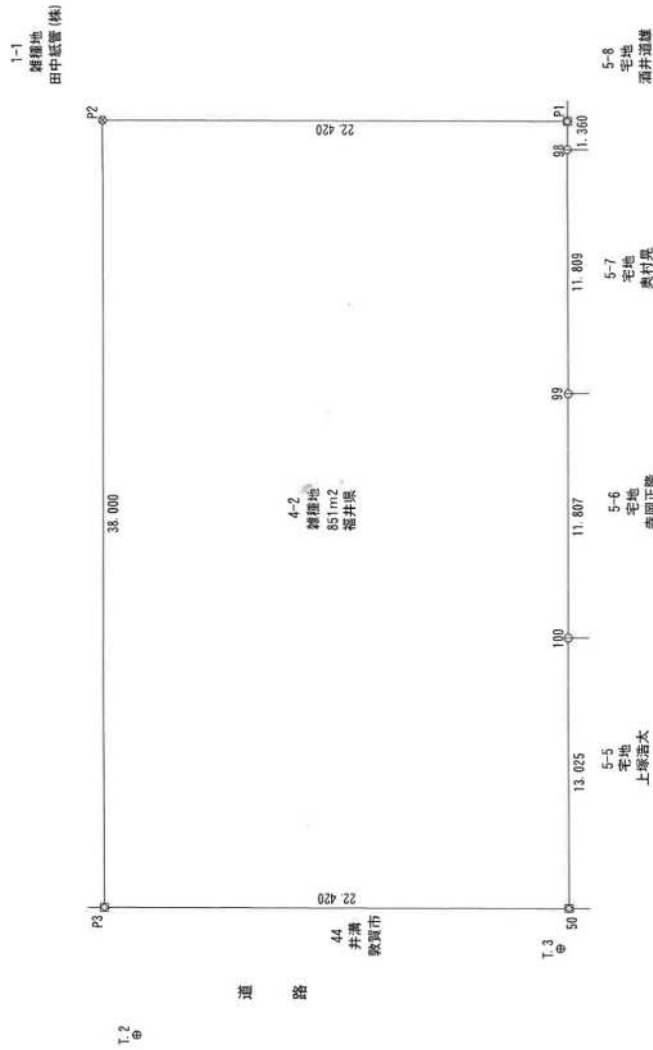


請求番号：8-1
(1/1)

公用

用地実測図

敦賀市公文名4号八反田



求積表

地番	4-2	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn - (Yn+1-Yn-1)	㎡
50		-41633.625	5198.271	-10.530	438402.07250	
P3		-41611.336	5201.693	40.210	-1673191.820560	
P2		-41615.349	5238.481	35.365	-1477768.432734	
P1		-41637.638	5237.059	-3.774	157140.445812	
98		-41637.494	5235.707	-13.095	545242.983930	
99		-41636.246	5223.964	-23.484	977785.001064	
100		-41635.000	5212.223	-24.693	1020953.055000	
合計					1703.903762	
面積					851.95	㎡

点名	X座標	Y座標	標高
1A092	-41565.890	5273.604	金属板
10B32	-41395.350	5352.096	金属板
10B37	-41727.362	5069.913	金属板
10B36	-41547.002	5088.598	金属板
T.1	-41553.641	5201.409	金属板
T.2	-41612.233	5195.421	金属板
T.3	-41632.996	5197.398	金属板
T.4	-41690.106	5186.460	金属板
T.5	-41734.690	5180.769	金属板

恒久的地物(基準点)の座標値

凡例
 □ アルミプレート
 ⊙ 金属板
 ○ 銅印

図面内容
 敦賀市公文名4号八反田4-2
 用地実測図

縮尺	1:250	担当	
日付	R6.10	作成	
図番		点検	

座落系=世界測地系
 単位=メートル
 敦賀市呉竹町2丁目12番22号
 土地家屋調査士 藤本博文事務所
 TEL 0770(23)8111(代)
 FAX 0770(23)8112

物 件 調 査 書

敦賀 - 1

所在地	敦賀市公文名 4 号八反田 4 番 2				
住居表示	-				
面積	登記簿	851m ²	実測	851.95m ²	実測面積は、 (確定測量図・丈量図・現況測量図・ <u>用地実測図</u>) に基づく
	地目	登記簿	雑種地	現況	
(備考)					

法令に基づく制限概要

(1) 都市計画法・土地区画整理法に基づく制限

都市計画法	都市計画区域 (内)・外					
	1 市街化区域 2 市街化調整区域 ③ 非線引区域 4 準都市計画区域 5 その他 (制限の概要)					
	都市計画道路		有 (1 計画決定 2 事業決定 名称 幅員 m)			
	開発許可等		有 ・ ③ 無			
土地区画整理法	土地区画整理事業		計画	有 ・ ③ 無 ・ 施行中		名称
	換地 (予定) 期日		仮換地指定		(未・済) 年 月 日 号	
			換地処分公告 (予定・済)		年 月 日	
	清算金		有 ・ 無 ()			
(備考)						

(2) 建築基準法に基づく制限

用途地域	1 第一種低層住居専用地域 2 第二種低層住居専用地域 3 第一種中高層住居専用地域 4 第二種中高層住居専用地域 5 第一種住居地域 6 第二種住居地域 7 準住居地域 8 近隣商業地域 9 商業地域 10 準工業地域 11 工業地域 12 工業専用地域 (13) 用途地域の指定なし (制限の概要)	
	特別・用途・地区 1 防火地域 2 準防火地域 3 高度地区 4 高度利用地区 5 特定街区 6 景観地区 7 風致地区 8 災害危険区域 9 地区計画区域 10 高層住居地区 11 都市再生特別地区 12 特別用途地区 13 特定用途制限地域 (14) その他(下記制限の概要のとおり) (制限の概要) ・ 敦賀市立地適正化計画における居住誘導区域外・都市機能誘導区域外 ・ 敦賀市土地利用調整条例(第一種中高層住居専用地域に準じる)	
建築協定		有 ・ (無)
建築面積の限度 (建ぺい率制限)	60%	
延床面積の限度 (容積率制限)	200% ただし接面道路の幅員により左記容積率がさらに下記のとおり制限されます。 容積率 = [道路幅員] m × / 10 × 100%	
外壁後退・壁面線の制限	有 ・ (無)	
建物の高さの制限	(1) 道路斜線制限 (2) 隣地斜線制限 3 北側斜線制限 4 絶対高さ 10m・12m 5 日影による中高層の建築物の制限(種)	
私道の変更または廃止の制限	有 ・ (無)	
(備考)		

(3) その他の法令に基づく制限

※数字は、宅地建物取引業法施行令第3条1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号です。

7	景観法	24 住宅地区改良法	40 海岸法	51 土地収用法
8	土地区画整理法	25 公有地拡大推進法	42 砂防法	52 文化財保護法
10	地方拠点都市地域整備及び産業業務施設再配置の促進に関する法律	26 農地法	43 地すべり等防止法	53 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
		27 宅地造成等規制法	44 急傾斜地法	
14	旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る）	30 都市公園法	45 土砂災害防止対策推進法	54 国土利用計画法
		31 自然公園法	46 森林法	56 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
16	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	33 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	48 道路法	57 土壌汚染対策法
			50 全国新幹線鉄道整備法	
18	都市再開発法	38 河川法		58 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
22	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	39 特定都市河川浸水被害対策法		
				その他 () ()
23	港湾法			
<p>(制限の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敦賀市景観条例に基づく景観計画区域内にあり、一定の行為について届け出が必要です。 ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内にあり、一定の行為について許可等が必要です。 				

敷地と道路との関係

※法：建築基準法

接 面 道 路	接道方向	公・私道の別	道路の種類（下記）	幅員（m）	接道長さ（m）
	西側	公道・私道	1（1）番	有効 4.8 m	6.9 m
	側	公道・私道	番	m	m
	側	公道・私道	番	m	m
	側	公道・私道	番	m	m
	道路位置指定道路		昭和・平成 年 月 日 第 号		
道 路 の 種 類	1	(1) 道路法による道路			
		(2) 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の促進に関する法律による道路			
		(3) 建築基準法第3章が適用されるに至った際、現に存在する道			
		(4) 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する法律による新設変更の事業計画のある道路で2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの			
	2	土地を建築物の敷地として利用するため上記1の法によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁から指定を受けたもの（位置指定道路）			
3	上記1（3）に該当する道路のうち、幅員が4m未満のもので特定行政庁が指定したもの（法42条2項道路）				
4	上記1～3に該当しない道路（建築確認不可）				
法43条1項但書の適用		有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無			
道路境界線後退（セットバック）による建築確認対象面積の減少 （セットバックの内容）		有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無			
路地状敷地（敷地延長）の制限		有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 （ ）			
		路地状部分の長さ	m	路地状部分の幅員	m
建築物の建築の可否 （ <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否 ） 私道の変更又は廃止の制限 （法45条による制限があります）	敷地と道路との関係（概略図） 				

私道負担等に関する事項

私道負担等の有無		有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
1 対象不動産に含まれる私道に関する負担等の内容			
負担面積	㎡ (持分 /)		
負担金	円		
建築基準法42条2項等により後退(セットバック)する部分の面積			㎡
(備考)			
2 対象不動産に含まれない私道に関する事項			
所有名義人	住 所		
	氏 名		
(備考)			

供給処理施設の概要

	配管等の状況	施設整備状況	事業所名
電気	接面道路配線 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	引込可	北陸電力送配電株式会社 TEL 0570-051-081
上水道	接面道路配管 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	敦賀市上・下水道課管理の図面上は引込済、現地では量水器ボックス確認できず	敦賀市上下水道お客様センター TEL 0770-22-8143
下水道	接面道路配管 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	敦賀市上・下水道課管理の図面上は引込済、現地では汚水枳確認できず	敦賀市上下水道お客様センター TEL 0770-22-8143
都市ガス	接面道路配管 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	計画なし	TEL

交通機関および公共施設の状況

交通機関	鉄道	J R 線 ハピラインふくい線	敦賀駅	約 4 km ・ 徒歩約 50 分	
	バス	コミュニティバス	和久野停留所	約 90 m ・ 徒歩約 2 分	
公共施設	市町役場	敦賀市役所	支所 役場	物件の北方 約 2.7 km	
		栗野南小学校			物件の南西方 約 0.9 km
		栗野中学校			物件の北西方 約 1.2 km
	小学校	栗野南小学校	物件の南西方 約 0.9 km		
中学校	栗野中学校	物件の北西方 約 1.2 km			

その他

参考事項	・ 砂利敷きの下に防草シートが敷かれています。
	・ 令和6年に解体された建物の基礎杭が地中に一部残存しています。詳細については福井県財産活用課に確認してください。
	・ 上記建物解体工事中に、複数の地下埋設物（埋設杭、コンクリートガラ）が確認されました。これらについては撤去済みですが、別途の地下埋設物調査は行っていないため、その他に地下埋設物が残存している可能性があります。
	・ 地下埋設物調査、地盤調査、土壌汚染調査および電波障害調査は行なっていません。
	・ 現況での売却となります。
	・ 上水道及び公共下水道については、上・下水道課管理の図面では引込済みとなっていますが、上下水道の利用については事業者事前に確認・相談してください。
	・ 0.5 m～3.0 m未満の洪水浸水想定区域（想定最大規模）に含まれます。
	・ 接面街路との間に介在する水路上の橋については溝渠敷の占用継続許可申請が必要であり、使用料の支払いが必要となる場合があります。詳細については敦賀市水道部経営企画課に確認してください。
	・ 西側のコンクリート立上がり部分が敦賀市所有の水路上に越境しており、当該部分を利用する場合は占用許可申請を要し使用料が発生する可能性があります。詳細については敦賀市水道部経営企画課に確認してください。
	・ 敷地内の南側隣接地と接する部分に側溝があり、南側隣接地のブロック塀に設置されている水抜き穴から流れる水が当該側溝に流れる形になっています。
	※ 契約後に売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、福井県はその責任を負いません。

※ 物件調書は、入札参加者等が物件の概要を把握するための参考資料です。

（制限等の内容についても、概要のみの記載となります。）

入札参加、買受申込みの際には、必ずご自身の責任において現地および諸規制についての調査、確認を行ってください。

入札物件の詳細

物件番号：大野－１

大野市陽明町三丁目 1304 番地(土地)

大野市陽明町三丁目 1305 番地(土地)

大野－１

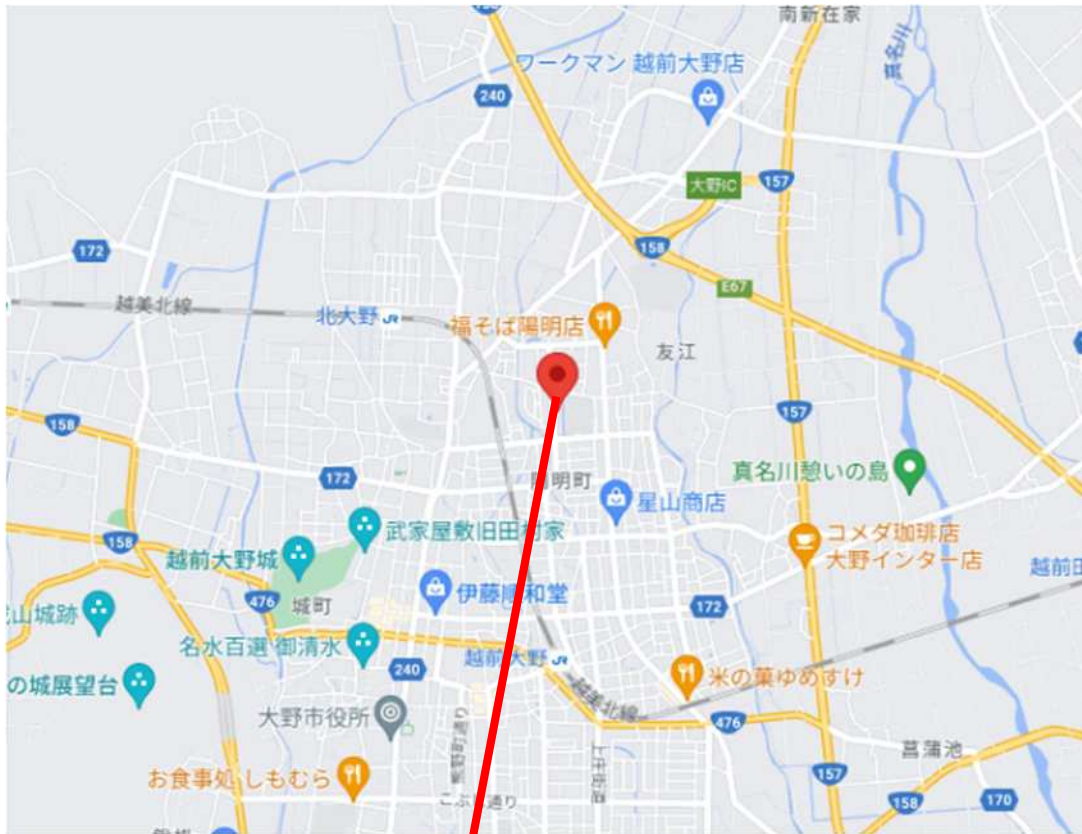
案 内 図

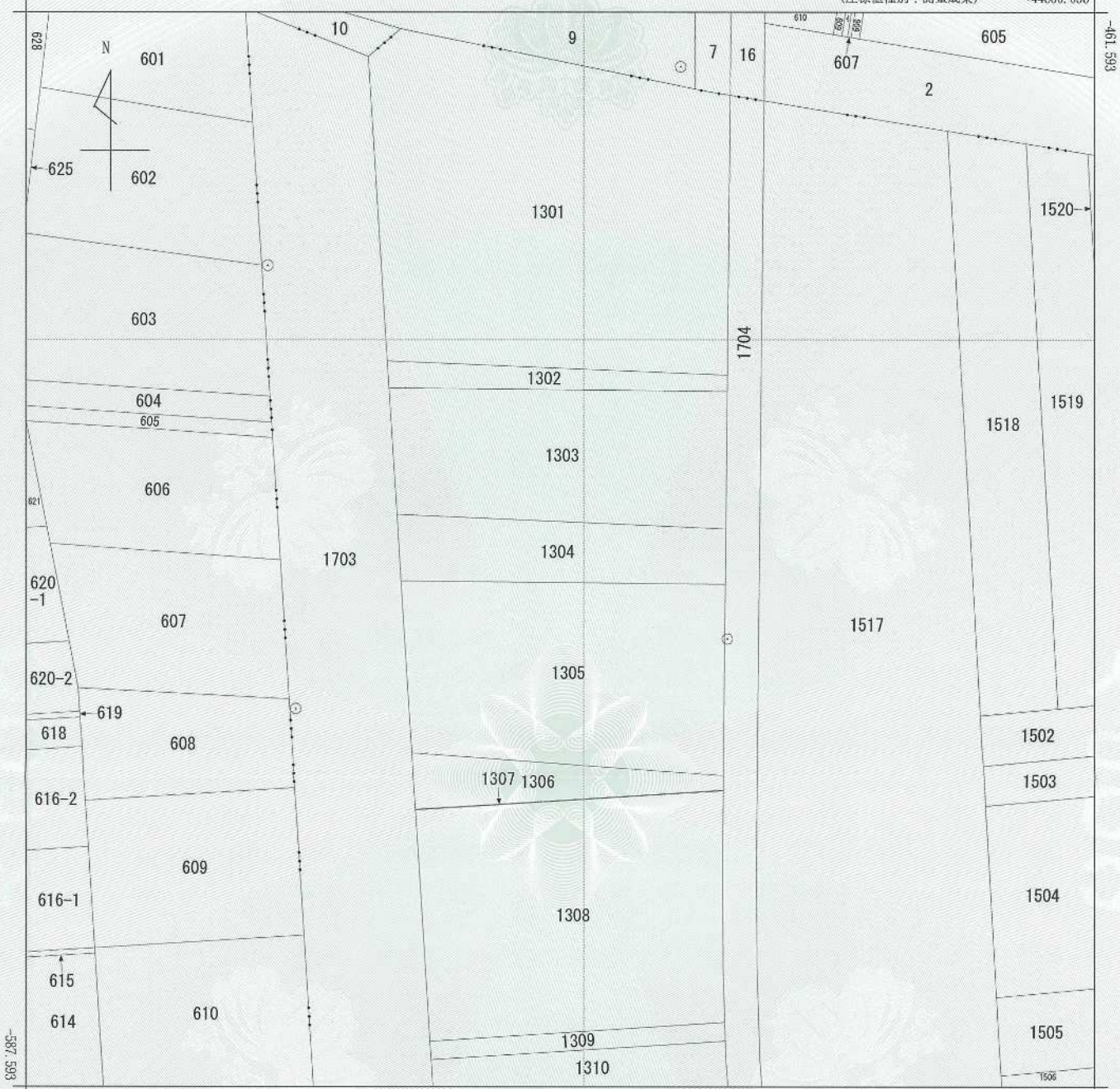
地形図（公図）

丈 量 図

物 件 調 書

【案内図】





+44735.058 (座標値種別：測量成果)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaieiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し
 東中野2丁目
 陽明町3丁目

請求部分	所在	大野市陽明町三丁目				地番	1304番			
出力縮尺	1/500	精度区	甲二	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	平成20年8月			備付年月日(原図)	平成20年9月1日			補記事項		

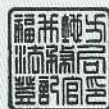
これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和5年3月17日
福井地方務局

請求番号：20-1
(1/1)

登記官

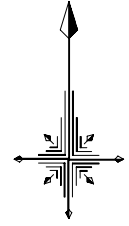
高見磨伯



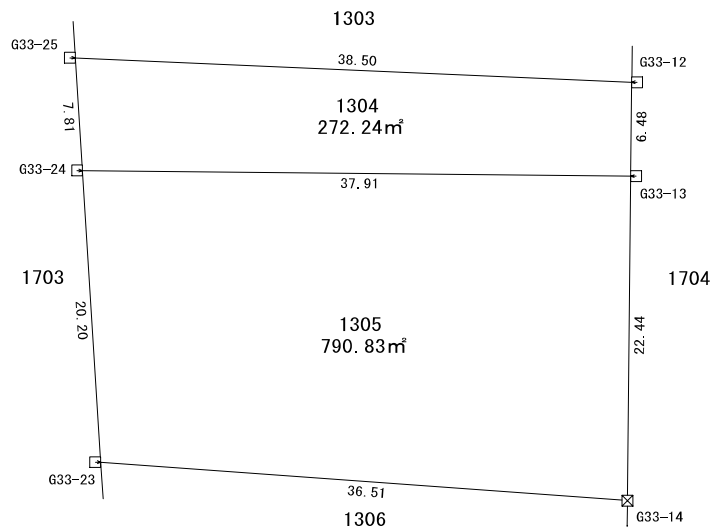
公用

丈 量 図

所在：大野市陽明町三丁目



S=1:500



筆界点	境界標の種類
☒	合成樹脂杭
☐	金属プレート
⊗	金属紙
○	計算点

求積表

単位：m

地番		1304			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$	
G33-25	-520.457	44778.179	37.972	-19762.793204	
G33-12	-522.147	44816.641	38.397	-20048.878359	
G33-13	-528.628	44816.576	-37.972	20073.062416	
G33-24	-528.247	44778.669	-38.397	20283.100059	
合計				544.490912	
合計面積				272.24	
地積				272.24 m ²	

地番		1305			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$	
G33-24	-528.247	44778.669	36.641	-19355.498327	
G33-13	-528.628	44816.576	37.683	-19920.288924	
G33-14	-551.069	44816.352	-36.641	20191.719229	
G33-23	-548.410	44779.935	-37.683	20665.734030	
合計				1581.666008	
合計面積				790.83	
地積				790.83 m ²	

物 件 調 査 書

物件：大野-1

所在地	大野市陽明町3丁目1304番、1305番				
住居表示					
面積	登記簿	1063.07㎡	実測	1063.07㎡	実測面積は、 (現況測量図 確定測量図) に基づく
	登記簿	宅地	現況	宅地	
地目					
(備考)					

法令に基づく制限概要

(1) 都市計画法・土地区画整理法に基づく制限

都市計画法	都市計画区域 内 ・外)					
	1 市街化区域 2 市街化調整区域 3 非線引区域 4 準都市計画区域 5 その他					
	(制限の概要) 市街区域及び市街化調整区域の区分がされていないが、都市計画区域内であり、3,000㎡以上の開発行為は許可が必要。					
	都市計画道路	有 (1 計画決定 2 事業決定 名称 幅員 m) 無				
開発許可等	有・ 無		許可等の種類			
			1 許可番号	号 (平成 年 月 日)		
		2 完了公告		号 (平成 年 月 日)		
土地区画整理法	土地区画整理事業	計画	有 ・無・施行中		名称	北部第3土地区画整理事業
	換地 (予定) 期日	仮換地指定 (未・済) 年 月 日 号				
		換地処分公告 (予定 済) 平成 20年 9月 1日				
	清算金	有・無 ()				
(備考)						

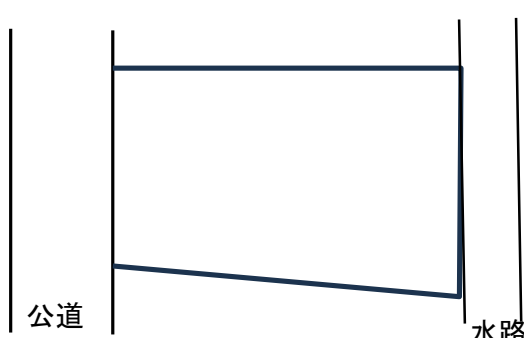
(3) その他の法令に基づく制限

※数字は、宅地建物取引業法施行令第3条1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号です。

5の3 景観法	14 住宅地区改良法	20 海岸法	27 土地収用法
6 土地区画整理法	15 公有地拡大推進法	21 砂防法	28 文化財保護法
6の3 地方拠点都市地域整備及び産業業務施設再配置の促進に関する法律	16 農地法	22 地すべり等防止法	29 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
	17 宅地造成等規制法	23 急傾斜地法	
8 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準	17の2 都市公園法	23の2 土砂災害防止対策推進法	30 国土利用計画法
	18 自然公園法	24 森林法	31 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
10 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	18の3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	25 道路法	
		26 全国新幹線鉄道整備法	
12 都市再開発法	19 河川法		33 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
12の5 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	19の2 特定都市河川浸水被害対策法		
13 港湾法			その他 () ()
<p>(制限の概要)</p> <p>28. 文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の指定はない。</p> <p>32. 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の可能性に有無については、履歴調査の結果、可能性は低いものと判断した。</p>			

敷地と道路との関係

※法：建築基準法

接 面 道 路	接道方向		公・私道の別	道路の種類（下記）	幅員（m）	接道長さ（m）
	西側		公道・私道	1（1）番	14 m	27 m
	側		公道・私道	番	m	m
	側		公道・私道	番	m	m
	側		公道・私道	番	m	m
道路位置指定道路			昭和・平成 年 月 日 第 号			
道 路 の 種 類	1	(1) 道路法による道路				
		(2) 都市計画法、土地地区画整理法、旧住宅地造成事業法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の促進に関する法律による道路				
		(3) 建築基準法第3章が適用されるに至った際、現に存在する道				
		(4) 道路法、都市計画法、土地地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する法律による新設変更の事業計画のある道路で2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの				
	2	土地を建築物の敷地として利用するため上記1の法によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁から指定を受けたもの（位置指定道路）				
3	上記1（3）に該当する道路のうち、幅員が4m未満のもので特定行政庁が指定したもの（法42条2項道路）					
4	上記1～3に該当しない道路（建築確認不可）					
法43条1項但書の適用			有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無			
道路境界線後退（セットバック）による建築確認対象面積の減少			有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無			
西側接面道路の側溝部分の真下の一部がコンクリート擁壁ブロックと、廃止撤去された浄化槽の底板が残置されている。平成20年土地地区画整理事業施工による道路施設維持のために撤去は不可能として判断したとの事である。 (奥越土木建築課 聴取)						
路地状敷地（敷地延長）の制限		有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 ()				
		路地状部分の長さ	m	路地状部分の幅員	m	
建築物の建築の可否 (<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否) 私道の変更又は廃止の制限 (法45条による制限があります)		敷地と道路との関係（概略図） 				

私道負担等に関する事項

私道負担等の有無		有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
1 対象不動産に含まれる私道に関する負担等の内容			
負担面積	㎡ (持分 /)		
負担金	円		
建築基準法42条2項等により後退(セットバック)する部分の面積			㎡
(備考)			
2 対象不動産に含まれない私道に関する事項			
所有名義人	住所		
	氏名		
(備考)			

供給処理施設の概要

	配管等の状況	施設整備状況	事業所名
電気	接面道路配線 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	引き込み可	北陸電力(株)奥越営業所 TEL 0120-83-7119
上水道	接面道路配管 有 <input checked="" type="radio"/> 無	前面道路に本管なし (井戸あり)	大野市上水道課 TEL 0779-65-7670
下水道	接面道路配管 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	引き込み可 (休止中)	大野市下水道課 TEL 0779-65-7670
都市ガス	接面道路配管 有 <input checked="" type="radio"/> 無		TEL

交通機関および公共施設の状況

交通機関	鉄道	J R 越美北線 越前大野駅	約 1.4 km ・ 徒歩約 20 分
	バス	バス フォレストタウン大野 停留所	至近 徒歩約 分
公共施設	市町役場	大野 市役所	物件の 南西方 約 2.1 km
		支所	
		役場	
	小学校	下庄 小学校	物件の 北西方 約 1.0 km
中学校	陽明 中学校	物件の 東方 約 50.0 m	

その他

参考事項	・敷地の南東側一部に井戸あり（ポンプを使用すれば使用可）
	・敷地の西側一部に下水枡あり
	・敷地内に残置されたコンクリートブロック、浄化槽底板はそのままの売却となります。
	・砂利敷の下に防草シートが敷かれています。
	・地下埋設物調査、地盤調査、土壌汚染調査および電波障害調査は行っていません。
	・現況での売却となります。
	<u>※契約後に上記に記載されていない隠れた瑕疵が発見された場合があっても、福井県はその責任を負いません。</u>

※ 物件調書は、入札参加者等が物件の概要を把握するための参考資料です。

（制限等の内容についても、概要のみの記載となります。）

入札参加、買受申込みの際には、必ずご自身の責任において現地および諸規制についての調査、確認を行ってください。

入札物件の詳細

物件番号：大野-2

大野市陽明町四丁目502番(土地)

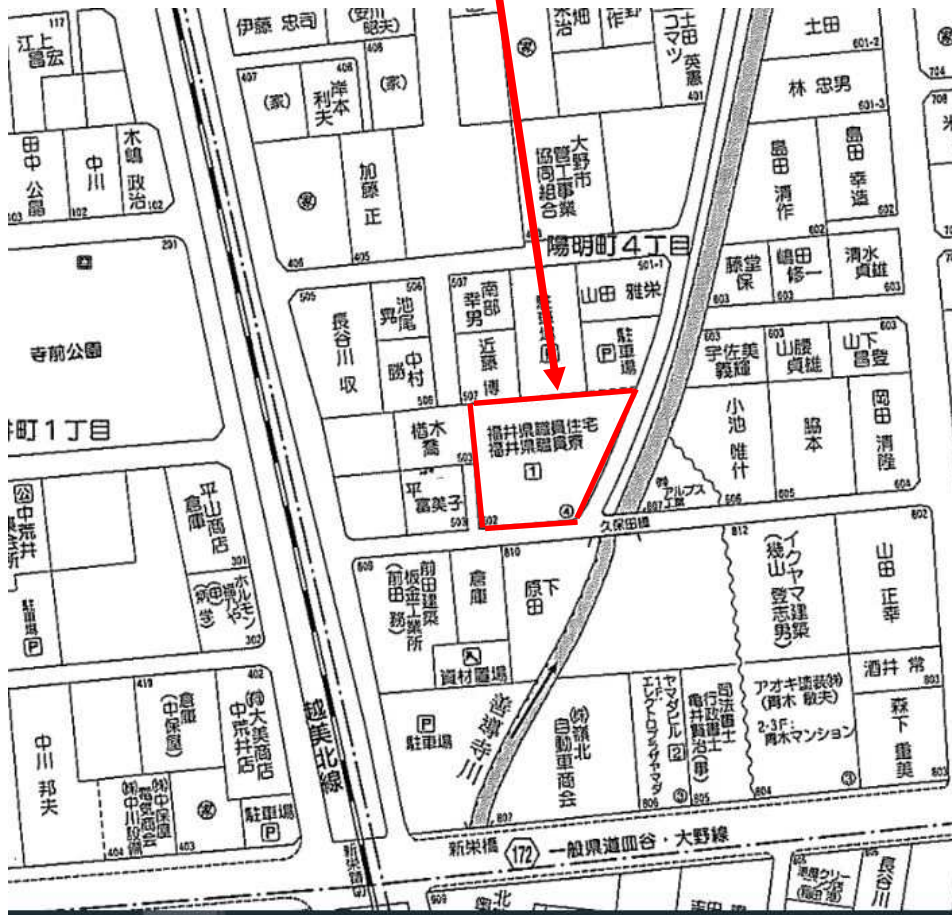
案 内 図

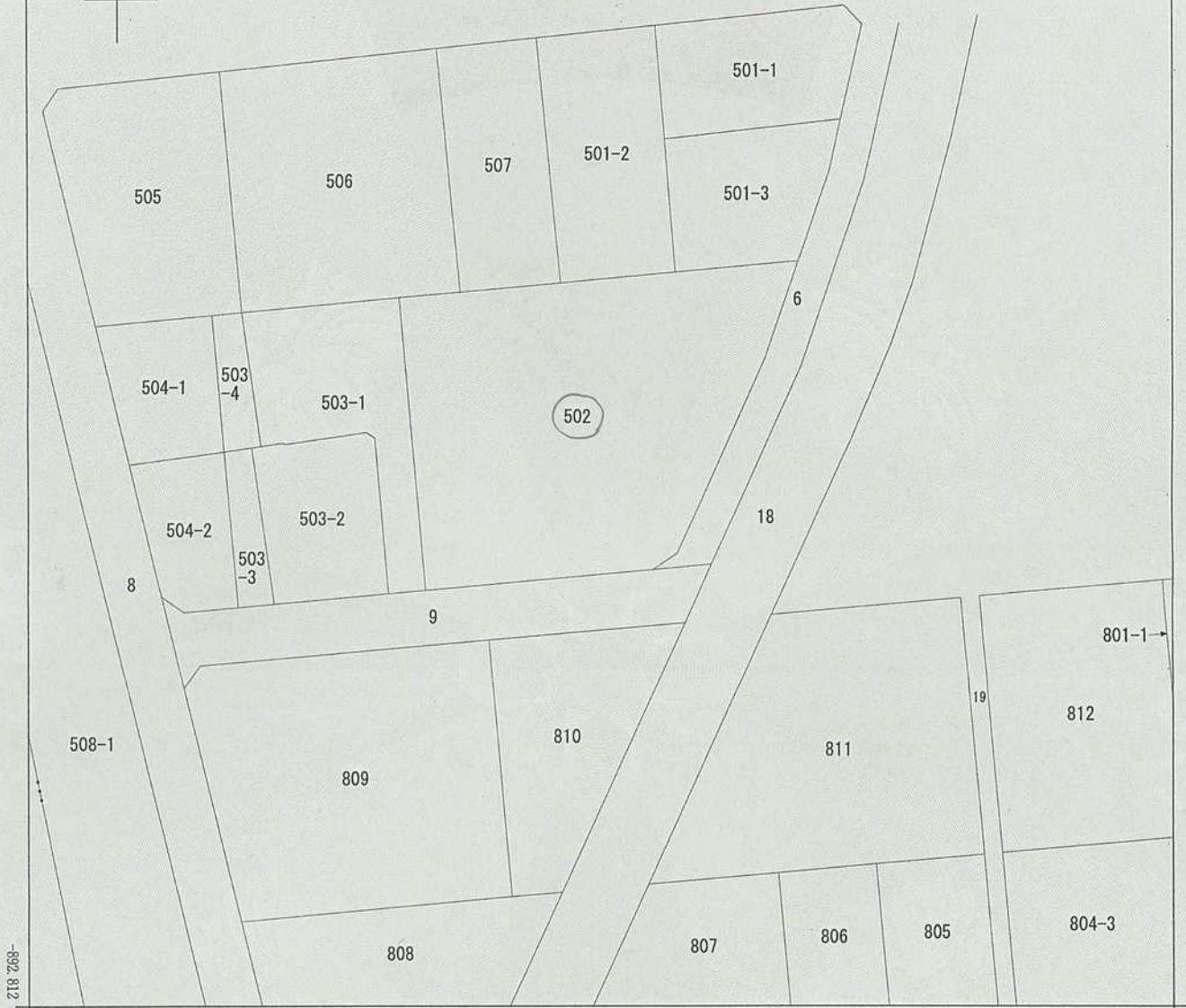
地形図（公図）

地積測量図

物件調書

【案内図】

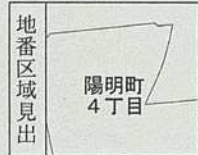




+44549.371 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	大野市陽明町四丁目		地番	502番				
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	VI	分類	地図に準ずる図面(街区成果B)	種類	街区基本調査成果図
作成年月日	平成23年3月		備付年月日(原図)			補記事項			

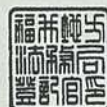
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和2年11月5日
福井地方事務局

請求番号：31-1
(1/1)

登記官

中野尚幸



公用

登記年月日：令和元年7月18日

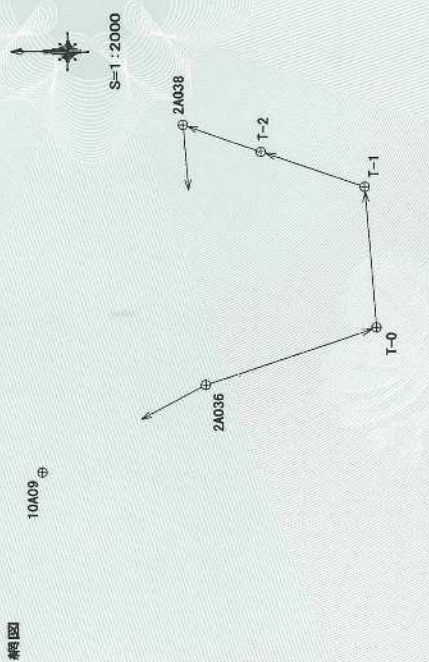
地積測量図

地番 502
土地の所在 大野市陽明町四丁目

求積表

地番	X _n	Y _n	Y _{n-1}}	Y _{n-1}}	X _{n-1}}	X _n	(Y _{n-1} - Y_{n-1})}
① 502							
H11	-811.952	44633.667	9.722				-7893.797344
H26	-822.264	44630.084	-13.367				10991.202888
H25	-843.687	44620.300	-12.246				10331.791002
H24	-845.421	44617.838	-27.498				23247.386658
H23	-847.591	44592.802	-27.736				23508.783976
H16	-815.703	44590.102	3.942				-3215.501226
H15	-815.129	44596.744	17.571				-14322.631659
H14	-814.187	44607.673	23.618				-19229.466506
H12	-813.094	44620.362	25.964				-2282.200293
合計							1141.001465
合計面積							1141.10 m ²

合計面積	1141.1001465 m ²
地番	① 502
面積	1141.001465 m ²



既知点の名称及び座標値

点名	X座標	Y座標	備考
T-0	44620.300	44617.838	
T-1	44617.838	44617.838	
T-2	44592.802	44617.838	
T-3	44590.102	44617.838	

補助測点の名称及び座標値

点名	X座標	Y座標	備考
H11	-811.952	44633.667	
H26	-822.264	44630.084	
H25	-843.687	44620.300	
H24	-845.421	44617.838	
H23	-847.591	44592.802	
H16	-815.703	44590.102	
H15	-815.129	44596.744	
H14	-814.187	44607.673	
H12	-813.094	44620.362	

境界線の種類

境界線の種類	金属プレート
境界線の種類	合成樹脂板
境界線の種類	金属板
境界線の種類	判

測量年月日 令和元年6月25日
座標系 世界測地系(国土地院2011)

縮尺 1/500

嘱託者 福井県知事 杉本 達治

作成者 一般社団法人 新生公共嘱託登記土地家屋調査士協会
土地家屋調査士 梅藤 満 (令和元年7月16日作成)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和2年3月18日 福井地方裁判所

登記官

中野尚幸



物 件 調 査 書

物件：大野－2

所在地	大野市陽明町4丁目502番				
住居表示					
面積	登記簿	1141.10㎡	実測	1141.10㎡	実測面積は、 (現況測量図 確定測量図) に基づく
	地目	登記簿	宅地	現況	
(備考)					

法令に基づく制限概要

(1) 都市計画法・土地区画整理法に基づく制限

都市計画法	都市計画区域 内 ・外					
	1 市街化区域 2 市街化調整区域 3 非線引区域 4 準都市計画区域 5 その他					
	(制限の概要) 市街区域及び市街化調整区域の区分がされていないが、都市計画区域内であり、3,000㎡以上の開発行為は許可が必要。					
	都市計画道路		有 (1 計画決定 2 事業決定 名称 幅員 m) 無			
土地区画整理法	開発許可等		許可等の種類 有 ・ 無 1 許可番号 号 (平成 年 月 日) 2 完了公告 号 (平成 年 月 日)			
	土地区画整理事業		計画	有 ・ 無 ・ 施行中		名称
換地 (予定) 期日		仮換地指定 (未・済) 年 月 日 号 換地処分公告 (予定・済) 年 月 日				
清算金		有 ・ 無 ()				
(備考)						

(2) 建築基準法に基づく制限

用途地域	1 第一種低層住居専用地域 2 第二種低層住居専用地域 3 第一種中高層住居専用地域 4 第二種中高層住居専用地域 5 第一種住居地域 6 第二種住居地域 7 準住居地域 8 近隣商業地域 9 商業地域 10 準工業地域 11 工業地域 12 工業専用地域 13 用途地域の指定なし (制限の概要) 住宅、アパート、寄宿舍、兼用住宅、500㎡の店舗等は建築可。
	特別・用途・地区 1 防火地域 2 準防火地域 3 高度地区 4 高度利用地区 5 特定街区 6 景観地区 7 風致地区 8 災害危険区域 9 地区計画区域 10 高層住居地区 11 都市再生特別地区 12 特別用途地区 13 特定用途制限地域 14 その他 () (制限の概要) なし
地域・地区・街区	
建築協定	有 ・ (無)
建築面積の限度 (建ぺい率制限)	60%
延床面積の限度 (容積率制限)	200% ただし接面道路の幅員により左記容積率がさらに下記のとおり制限されます。 容積率 = [道路幅員] m × / 10 × 100%
外壁後退・壁面線の制限	有 ・ (無)
建物の高さの制限	(1) 道路斜線制限 (2) 隣地斜線制限 (3) 北側斜線制限 (4) 絶対高さ 10m・12m (5) 日影による中高層の建築物の制限 (二種)
私道の変更または廃止の制限	有 ・ (無)
(備考)	

(3) その他の法令に基づく制限

※数字は、宅地建物取引業法施行令第3条1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号です。

5の3 景観法	14 住宅地区改良法	20 海岸法	27 土地収用法
6 土地区画整理法	15 公有地拡大推進法	21 砂防法	28 文化財保護法
6の3 地方拠点都市地域整備及び産業業務施設再配置の促進に関する法律	16 農地法	22 地すべり等防止法	29 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
	17 宅地造成等規制法	23 急傾斜地法	
8 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る）	17の2 都市公園法	23の2 土砂災害防止対策推進法	30 国土利用計画法
	18 自然公園法	24 森林法	31 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
10 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	18の3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	25 道路法	
		26 全国新幹線鉄道整備法	
12 都市再開発法	19 河川法		33 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
12の5 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	19の2 特定都市河川浸水被害対策法		
13 港湾法			その他 () ()
<p>(制限の概要)</p> <p>28. 文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の指定はない。</p> <p>32. 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染の可能性の有無については、履歴調査の結果、可能性は低いものと判断した。</p>			

敷地と道路との関係

※法：建築基準法

接 面 道 路	接道方向		公・私道の別	道路の種類（下記）	幅員（m）	接道長さ（m）
	南	側	<input checked="" type="radio"/> 公道・ <input type="radio"/> 私道	1（1）番	6 m	25 m
	東	側	<input checked="" type="radio"/> 公道・ <input type="radio"/> 私道	1（1）番	2.8～3.4 m	37 m
		側	<input type="radio"/> 公道・ <input type="radio"/> 私道	番	m	m
		側	<input type="radio"/> 公道・ <input type="radio"/> 私道	番	m	m
道路位置指定道路				昭和・平成 年 月 日 第 号		
道 路 の 種 類	1	(1) 道路法による道路				
		(2) 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の促進に関する法律による道路				
		(3) 建築基準法第3章が適用されるに至った際、現に存在する道				
		(4) 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する法律による新設変更の事業計画のある道路で2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの				
	2	土地を建築物の敷地として利用するため上記1の法によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁から指定を受けたもの（位置指定道路）				
3	上記1（3）に該当する道路のうち、幅員が4m未満のもので特定行政庁が指定したもの（法42条2項道路）					
4	上記1～3に該当しない道路（建築確認不可）					
法43条1項但書の適用				有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
道路境界線後退（セットバック）による建築確認対象面積の減少				<input checked="" type="radio"/> 有・無		
（セットバックの内容） 東側道路（市道）は、再築時セットバックが必要との事である（大野市建築整備課聴取）						
路地状敷地（敷地延長）の制限		有・ <input checked="" type="radio"/> 無（ ）				
		路地状部分の長さ	m	路地状部分の幅員	m	
建築物の建築の可否 （ <input checked="" type="radio"/> 可・否） 私道の変更又は廃止の制限 （法45条による制限があります）		敷地と道路との関係（概略図） 				

私道負担等に関する事項

私道負担等の有無		有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
1 対象不動産に含まれる私道に関する負担等の内容			
負担面積	m ² (持分 /)		
負担金	円		
建築基準法42条2項等により後退(セットバック)する部分の面積			m ²
(備考) セットバック面積は具体的建築内容に適応して大野市建築整備課に相談のこと			
2 対象不動産に含まれない私道に関する事項			
所有名義人	住 所		
	氏 名		
(備考)			

供給処理施設の概要

	配管等の状況	施設整備状況	事業所名
電気	接面道路配線 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無	引き込み可	北陸電力(株)奥越営業所 TEL 0120-83-7119
上水道	接面道路配管 <input type="radio"/> 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	前面道路に本管なし	大野市上水道課 TEL 0779-65-7670
下水道	接面道路配管 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無	引き込み可	大野市下水道課 TEL 0779-65-7670
都市ガス	接面道路配管 <input type="radio"/> 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		TEL

交通機関および公共施設の状況

交通機関	鉄道	J R 越美北線 大野駅	約 1.1 km・徒歩約 15 分
	バス	バス さくら公園 停留所	約 290 m・徒歩約 5 分
公共施設	市町役場	大野 市役所	物件の 南西方 約 1.6 km
		支所	
		役場	
	小学校	下庄 小学校	物件の 北西方 約 0.7 km
中学校	陽明 中学校	物件の 北東方 約 0.6 km	

その他

参考事項	・敷地の南西側一部に防犯灯あり（支柱は県の所有だがLED街灯は陽明町4丁目地区所有）
	・敷地の北東方一部に電柱あり（北陸電力所有）
	・敷地の東端一部に井戸あり（ポンプを交換すれば使用可能と思われる）
	・東側道路からの敷地乗り入れは一部のみ（別添現況写真参照）
	・敷地内に塀あり。
	・砂利敷の下に防草シートが敷かれています。
	・敷地内の上記工作物は現状有姿のままでの売却となります。
	・地下埋設物調査、地盤調査、土壌汚染調査および電波障害調査は行っていません。
	・現況での売却となります。
	※契約後に売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを 発見しても、福井県はその責任を負いません。

※ 物件調書は、入札参加者等が物件の概要を把握するための参考資料です。
 （制限等の内容についても、概要のみの記載となります。）
 入札参加、買受申込みの際には、必ずご自身の責任において現地および諸規制についての調査、確認を行ってください。

(別添) 502番 現況写真



(防犯灯)

対象不動産



対象不動産



(井戸)

公道

対象不動産



ブロック閉鎖により
乗り入れ不可

対象不動産

公道

「県有財産随時売払募集要項」

買受申込のための様式集

- ・ 県有財産買受申込書
- ・ 役員名簿
- ・ 資格誓約書
- ・ 委任状

県有財産買受申込書

福井県知事 石田 嵩人 様

令和 年 月 日

申込者

住 所

氏名または名称

および代表者名

Ⓜ
(実印)

(生 年 月 日 年 月 日 生)

(連 絡 先) ()

下記の県有財産を買い受けたいので、福井県財務規則、契約条項、募集要項等を承諾のうえ申込みます。

記

物 件 の 所 在	区 分	数 量	買受希望金額
	土地	m ²	円

※ 法人の場合は、所在地、名称ならびに代表者の職・氏名を記入すること

※ 共有名義の場合は共有者全員の住所、氏名を記載し押印すること。

資 格 誓 約 書

令和 年 月 日

福井県知事

石田 嵩人 様

住 所

氏名または名称
および代表者名

年 月 日生

私は、県有財産買受申込に当たり、下記事項を誓約します。

なお、買受申込資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までおよび第6号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 4 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 5 県有地を購入したときは、これを上記3または4に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。
- 6 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。
- 7 買受申込を行う物件については、募集要項等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

資 格 誓 約 書

令和 年 月 日

福井県知事
石田 嵩人 様

住 所

氏名または名称
および代表者名

年 月 日生

住 所

氏名または名称
および代表者名

年 月 日生

私は、県有財産買受申込に当たり、下記事項を誓約します。
なお、買受申込資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までおよび第6号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 県有地を購入したときは、これを上記3または4に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。
- 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。
- 買受申込を行う物件については、募集要項等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

委 任 状

福井県知事

石田 嵩人 様

代理人 (住所)

(氏名)

⑩

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

県有財産買受申込書を提出し、契約することおよびこれに付随する一切の権限

令和 年 月 日

申込者 (住所)

(氏名)

⑩

(実印)